

## 大分県自然公園指導員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）及び大分県立自然公園条例（昭和三十二年大分県条例第七十四条。以下「条例」という。）

の規定に基づく自然公園の風景地（海域の景観地を含む。）を保護し、適正な利用の推進のため、公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、必要な情報の収集及び提供を行う自然公園指導員（以下「指導員」という。）を置く。

### (任務)

第2条 指導員は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 自然公園の保護と適正な利用の推進の立場から、公園利用者が次のような好ましくない行為をしているか、しようとしている場合に、公園利用者に助言及び指導を行うこと
  - ア 植物の採取や損傷、動物の捕獲や殺傷、土石の採取等の自然を傷つける行為
  - イ 公共施設の占拠、著しい騒音、ゴミ捨て、指定地以外でのキャンプ、規制地域での焚き火、湿原への立ち入りなど、公園利用上のマナー違反
  - ウ 危険な場所での水泳、不十分な装備での登山、悪天候時の行動等の事故に繋がるおそれ大きい行為
- (2) 公園の保護と適正な利用の推進の立場から、以下のような問題点を発見した場合は、自然保護推進室長に通報すること。
  - ア 外来種の繁殖が顕著になってきた、高山植物群落や重要な植物群落の衰退が著しい、草原・湿原等の植物群落中に踏み分け道ができかかっていた、シカ等の食害による自然植生の衰退が著しい等、公園の自然環境の変化
  - イ 登山道・案内板・指導標等が損傷や老朽化によって危険な状態となっている、トイレが著しく汚れており、使用に耐えない。駐車場や園地がゴミ散乱により利用する気にならない等、公園利用施設の損傷等
  - ウ その他の参考となる重要な事項

### (委嘱)

第3条 指導員は、次の（1）から（4）の条件を満たす者について、（5）（6）を勘案し、市町村長、自然保護団体等の推薦に基づき、大分県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者を委嘱する。

### (条件)

- (1) 公園利用者に対し、柔軟な対応で適切な指導ができる者。
- (2) 公園の保護と適正な利用の推進に関心があり、ボランティアとして協力する意思がある者。
- (3) 自然公園法などの関係法規又は自然に関する見識を有し、かつ、これらについて更なる理解に努めるとともに、他の公園利用者の模範となるよう自然公園法や公園

利用マナーを遵守する者。

(4) 25歳以上70歳未満の者で、実際に指導員の任務が可能である者。ただし、特に市町村長等が適当と認める者で、73歳未満のものにあつては、この限りでない。

(その他、必須ではないが期待される資質)

(5) 自然公園の実情に詳しく、自然公園の保護及び指導にあたり得る者。

(6) 日本山岳協会認定の山岳指導員、日本水泳連盟認定の水泳指導員等、自然公園利用に伴う事故防止について見識がある者。

2 委嘱期間は、3年とする。ただし、期間の途中で委嘱した者については、次回改選期までとする。

3 知事は、指導員が次のいずれかに該当したときは、委嘱を解除することができる。

(1) 自己の都合により、委嘱の解除を申し出たとき。

(2) 心身の故障のため任務の遂行が困難であると認められるとき。

(3) その他知事が必要と認めるとき。

(報酬)

第4条 指導員は、名誉職（無給）とする。

(任務を行うに際しての留意事項)

第5条 指導員は、その任務を行うに際しては、自然公園指導員身分証明書（第1号様式）を携帯し、腕章（第2号様式）を着用しなければならない。

2 指導員は、指導に際しては、利用者の人格を尊重し、差別的な取り扱いや不快な念をいだかせることのないよう懇切丁寧な態度で接すること。

(知事の指示)

第6条 知事は、任務に際し、指導員に指示を行うことができる。

(報告)

第7条 指導員は、自然公園指導報告書（第3号様式）によりその執務状況を知事に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行するものとする。

附 則

1. この要綱は、令和元年5月7日から施行するものとする。
2. 令和4年度委嘱者については、委嘱期間を令和7年3月31日までとする。

第1号様式省略

第2号様式省略

第3号様式

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名

自然公園指導員報告書

年間活動日数		主に活動した公園名	
公園及び地区名	年月日	任務の状況	
特記事項（活動中に特に気になったこと等について記載）			

任務の状況は、利用者指導、情報の収集・提供等実施したことを記入してください。